

太平山リゾート公園メンバーズ 「リゾメン」規約

第1条【内容】

太平山リゾート公園メンバーズに入会申込された法人、団体（以下「会員」という）の構成員及びその関係者（以下「構成員等」という）は、太平山観光開発株式会社（以下「当社」という）が運営管理する太平山リゾート公園内の各施設（以下「当社運営施設」という）において、当社が指定する優待特典（以下「特典」という）を受けられます。

第2条【入会資格】

入会資格は、法人格を有する会社、団体などのほか、代表者の定めを規定した規約のある任意団体であることが条件となります。

第3条【入会方法】

太平山リゾート公園メンバーズへの入会は、太平山リゾート公園メンバーズ入会申込書（以下「申込書」という）を当社に提出することによりなされます。なお、申込手続きは無料とします。

第4条【特典の内容】

特典の内容は、当社が当社運営施設毎に時季により随時定めるものとし、会員への特典内容の通知は、原則として随時電子メールにて行います。

第5条【利用方法】

会員の構成員等は、当社運営施設の受付または会計時に、会員へ電子配付されるクーポンをプリントアウトしたものを提出または携帯電話等にダウンロードし、画面に表示して提示することにより、会員の構成員等を含む同伴者最大5名まで特典を受けられます。

また、申込時に会員より申し出があった場合は、会員が発行、管理する、会員名と構成員等の氏名が確認できる身分証明書や会員証等を、当社運営施設の受付または会計時に提示することで、会員の構成員等を含む同伴者最大5名まで特典を受けられます。ただし、身分証明書や会員証等のコピー、名刺等の不特定多数へ配付できる形態のもの提示では特典を受けることができません。

なお、身分証明書や会員証による特典の適用希望を申し出の際には、特典を受けようとする身分証明書や会員証等の写し等のサンプルを当社に提出するものとします。

第6条【会員資格の喪失】

太平山リゾート公園メンバーズには、特に有効期限を定めないが、当社運営施設の設置者が秋田市であることから、秋田市の意向若しくは太平山リゾート公園メンバーズの運営を履行できない事由が発生した場合は、会員資格を喪失します。

また、会員が暴力団、暴力団関係企業、総会屋、特殊知能暴力集団、社会運動標榜ゴロ等、その他これらに準ずる団体に該当することが判明した場合は、会員資格を喪失します。

第7条【その他】

当社は会員に企画商品やイベントの情報を提供し、会員は構成員等にその情報を伝えることとします。